

中川村放任果樹伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ツキノワグマによる人身被害を未然に防止するため、人の生活圏にあるクマの誘因物となる管理されていない果樹の伐採に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる果樹（以下「補助対象木」という。）は、中川村内に植生する果樹であって、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利を目的として栽培されている又は栽培されていた果樹は、補助金の交付の対象としない。

- (1) カキ
- (2) クリ
- (3) クルミ
- (4) その他村長が伐採を必要と認める果樹

2 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象木の伐採をするものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人が居住する住宅から概ね100メートル以内の補助対象木の伐採であること。
- (2) 補助金を受けようとする者と果樹の所有者が異なる場合は、果樹の所有者から同意を得ていること。
- (3) 伐採事業者へ委託して行うものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有する個人、地区又は事業所であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象木の所有者又は当該所有者から同意を得て補助金の交付の対象となる事業を行う者
- (2) 村税その他義務的納付金を滞納していない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他の団体の補助金等を受けて行う事業は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、中川村放任果樹伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象木の伐採の費用明細がわかる見積書の写し
- (2) 補助対象木の伐採前の状態及び本数が確認できる写真
- (3) 補助対象木の伐採箇所の位置図
- (4) 補助金の交付を受けようとする者と補助対象木の所有者が異なる場合は、補助対象木の所有者の伐採に関する同意書（様式第2号）

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、中川村放任果樹伐採事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。

(事業の内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに中川村放任果樹伐採事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に変更等に係る書類を添えて村長に提出し、承認を得なければならない。

2 村長は、前項の承認をしたときは、中川村放任果樹伐採事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに中川村放任果樹伐採事業補助金実績報告書（様式第6号）に掲げる書類を添えて当該年度の3月末日までに村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中川村放任果樹伐採事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、中川村放任果樹伐採事業補助金交付請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

(再申請の制限)

第11条 この要綱による補助金の交付の決定を受けた補助事業者（当該補助金の交付を受けた者が個人の場合は、当該個人と住民基本台帳上の同一世帯に属するものを含む。）は、当該交付の決定を受けた日に属する年度においては、再び当該補助金の申請をすることはできないものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
カキ、クリ、クルミ等の伐採事業	補助対象木の伐採に係る委託料とする。ただし、補助対象木の処分に係る経費は、補助の対象外とする。	補助対象経費の2分の1以内とし、伐採本数に関わらず上限10万円とする。（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

様式 省略